**県内高等教育機関と連携した県内企業の魅力等を伝える講座に係る業務仕様書**

資料 ２

　この仕様書は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県内高等教育機関と連携した県内企業の魅力等を伝える講座」（以下「本業務」という。）に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにするものである。

**１　本業務の概要**

1. **事業趣旨**

県内学生の県内就職を促進するため、県内企業と県内高等教育機関の就職活動前の学生の接触機会を増やすことにより、学生の県内企業の知見を幅広く広げるもの。

県内高等教育機関で実施する各種講義と連携し、若者の賃金や収入の向上対策等に取り組んでいる県内企業の紹介や、県内企業の若手社員から、企業の魅力等を学生に伝えてもらう等の方法により、学生等に対し県内企業を知る機会を提供する。

1. **委託期間**

契約締結の日から令和８年３月６日（金）まで

1. **委託料の上限額**

2,427千円（税込み）

**２　業務内容**

1. **業務内容**

県内企業に勤める社員をゲストとして、県内高等教育機関で実施するキャリア形成などの各種講義の中で、学生が魅力と感じる取組の紹介などをしてもらう。

**ア　対象とする学生**

　県内高等教育機関の就職活動が本格化する前の学年（４年制大学であれば１・２年生、２～３年制の学校であれば１年生）を主な対象とする。ただし、他の学年が参加することを妨げない。なお、選定にあたって、県内高等教育機関は特定の教育機関での開催に偏らないよう、事前に県と協議の上、決定すること。

**イ　紹介する企業**

　岩手県内に事業所を有し、給与面や福利厚生、仕事とプライベートとの両立など、学生にとって魅力を感じるような取組を行っている企業。なお、地域間・業種間での偏りが無いよう、バランスを考えながら選定すること。

**ウ　実施回数及び参加予定目標企業数、参加予定目標学生数**

**（ｱ）実施回数**

８回以上

**（ｲ）参加予定目標企業数**

24社以上（１回あたり３社程度×８回）

**（ｳ）参加予定目標学生数**

400人以上（１回あたり50人程度×８回）

**エ　開催方法**

原則対面形式で司会進行役を１名配置の上実施すること。

※県は、受託者と協議したうえで、開催方法を変更することができる。

**オ　開催内容**

**（ｱ）**学生が本格的な就職活動を始める際に県内企業の視野を広げられるよう、下記内容などを盛り込んだ自社企業のPRを行うこと。

**a**　　企業の福利厚生（いわて女性活躍認定企業、くるみん認定企業、ユースエール認定企業等、国や県の働き方改革関連制度の認定・認証の紹介、企業の働き方改革に向けた具体的な取組、資格取得に向けた活動など）や社会貢献等の紹介。

**b**　　アンコンシャス・バイアスの解消のための取組（専攻する学問と業種の関連が薄いと思いこむ学生へのアプローチ、他分野を学んできた人材の活躍の紹介など）の紹介。

**（ｲ）**将来的に、就職活動の際に本事業で紹介のあった企業についてさらに関心を持ってもらうため、企業でインターンシップ、オープン・カンパニーなどを行っている場合はその案内をすること。

1. **その他の業務の範囲**

高等教育機関との事前調整、企業の選定、企業との事前調整、当日資料作成、当日運営、事後アンケートの実施、参加人数の報告、アンケート結果の分析及び県への事業実施の報告を行うこと。

1. **事後アンケート調査**

**ア**　　講座終了後、参加者に対するアンケート調査を実施し、その結果を集計・分析して報告すること。

**イ**　　設問項目は事前に県と協議すること。なお、県内出身・県外出身ごとの岩手で働くことについての意識の変化等、講座を行う前後での学生の意識の変化が分かる内容とするため、「講座を受けたことによる岩手で働くことについての意識の変化の有無」という項目を必須とすること。

**３　就職支援機関との連携**

本事業の参加者に対して、県及びその他の機関（以下「就職支援機関」という。）が実施する就職支援施策を紹介する等、就職支援機関と積極的な連携を図ること。

**４　成果物**

業務報告書として、紙媒体２部及び電子ファイルを提出すること。

※　電子ファイルは、Portable Document Format®形式で提出すること。

なお、県は、受託者と協議した上で、Portable Document Format®形式以外での提出を求めることができる。

1. 参加企業名簿
2. 参加者数（大学名・学年・性別・出身が分かる参加者名簿を含むもの。なお、個人名は含めない）
3. 事後のアンケート結果及び分析結果

**５　契約に関する条件**

1. **再委託等の制限**

**ア**　受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

**イ**　受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

1. **業務履行に係る関係人に関する措置要求**

**ア**　県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

**イ**　県は、受託者から委託を受けた者で本業務の履行に著しく不適当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

**ウ**受託者は、上記**ア**、**イ**による請求があったときには、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

1. **権利の帰属等**

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間の協議のうえ定める。

1. **機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

1. **個人情報の保護**

受託者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1. **その他**

**ア**　本事業の実施に際して、仕様書に記載のない事項については、県と協議し、双方共通の認識のもとで実施すること。また、本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定すること。委託内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、県の都合により変更、修正を求める場合があること。

**イ**　本事業は国の交付金を活用して実施することから、会計検査院による実施検査の対象となること。